

菊川市いじめ防止等のための 基本的な方針



令和8年 7 月 改 訂
菊 川 市

— はじめに —

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

菊川市では

- ・ **いじめを許さない学校づくり**
- ・ **学校、家庭、地域が連携して子どもの命を守る**

を柱に、「菊川市いじめ問題対策の手引」（平成 24 年 9 月作成、平成 25 年 9 月改訂版）を作成し、いじめ問題対策に取り組んできました。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月施行）の施行、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月）を受け、「菊川市いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 26 年 3 月）を策定いたしました。

今回、「菊川市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（令和 5 年 4 月）の策定に伴い、「菊川市いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂しました。

本市の基本的な方針は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等に、菊川市いじめ問題対策連絡協議会及び菊川市いじめ調査委員会を加え、いじめ防止等対策を組織的かつ効果的に推進することを目指しています。

令和 8 年 7 月
菊 川 市

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことや恥ずかしいことなどをされたり、させられたりする。
- (7) インターネット掲示板、SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子の周りの状況等をしっかり確認することも必要です。

2 基本的な考え方

社会全体で共通認識をもち、子ども一人一人の自尊心、規範意識、人権感覚をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことが大切です。

菊川市の共通認識

- (1) いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- (3) いじめられている子どもを必ず守り通す。
- (4) 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は犯罪行為である。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応

家庭、地域、学校は、子どもの心情を共感的に受け止め、子どもとの信頼関係を大切にすることで、安心して自分を表現できる社会を築くとともに、連携していじめの早期発見・早期対応に努める必要があります。



第2 いじめ防止等のための対策

1 基本方針の策定

菊川市は、「菊川市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、適宜見直しを行います。また、市内小中学校における基本方針について策定状況を確認します。

市内小中学校は、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、例えばPTAや地域住民に意見を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

2 組織の設置

- (1) 菊川市は、市内小中学校・幼稚園・保育園の生徒指導担当者、菊川市教育委員会、心理専門家等を構成員とする「菊川市生徒指導連絡協議会」において、いじめ防止等のための研修及び連携協力体制を構築します。
- (2) 市内小中学校は、校長、教頭、生徒指導主事（主任）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を構成員とする常設の「いじめの防止対策会議」を設置し、学校いじめ防止基本方針等の作成、ケース会議、議事録の集積、いじめアンケートの分析、いじめに関する情報の引継ぎ、いじめのサインチェックリストの作成、道徳教育の充実、主体的な児童・生徒活動の計画等を行います。
- (3) 菊川市教育委員会は、菊川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条に基づき、菊川市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。同連絡協議会の委員は、菊川市立学校の職員、関係行政機関の職員、児童又は生徒の保護者、市

の職員、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、任命をします。同連絡協議会では、いじめの未然防止対策、いじめへの対処等の助言に関すること、いじめの防止等のための対策に関することを協議します。

3 いじめ問題等への対応

(1) いじめ問題情報を得た場合

ア 学校は、いじめを受けていると思われる情報を得た時は、速やかに情報を共有し、事実確認をします。その際、被害者への配慮を十分にします。

イ いじめ問題記録の共通化

正確に情報を共有するために、次の項目について記録を残します。

(ア) 被害者氏名

(イ) いじめの状況

いじめの事実の有無、いじめの態様、加害者・周囲の子どもたち・保護者の状況、いじめの発端、いじめ発覚のきっかけ等

(ウ) 報告状況

いつ、誰が、誰に、どのような内容であったか等

(エ) 対応及び対策内容

被害者への対応内容、加害者への対応内容、保護者への対応内容

(オ) 記録の保管

アンケート等は、該当児童生徒の卒業時から3年間保管

(2) いじめ問題があったことが確認又は疑われた場合

学校は、臨時の「いじめ防止対策会議」を開催し、いじめを受けた子ども又はその保護者、いじめを行った子ども又は、その保護者に対する支援、指導、助言などの対応を行います。

菊川市教育委員会は、学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対する支援や指示又は自ら調査、出席停止を命ずる等を行います。また、犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、警察署と連携して対処します。

(3) 重大事態への対処

ア 重大事態のケース

重大事態とは次のような場合を言います。

(ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生命心身財産重大事態」

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合等

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 別紙

平成 29 年 3 月文部科学省より抜粋

- (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しており、菊川市又は学校が、迅速に調査に着手することが必要であると判断したとき。「不登校重大事態」
- (ウ) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は、菊川市教育委員会に報告し、菊川市教育委員会の判断のもと、速やかに調査の主体を学校又は、菊川市教育委員会のいずれかに決定し、事案の全容解明、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ります。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聞き取りが不十分な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

また、いじめ重大事態に係る関連記録については、対象児童生徒の卒業後、5 年間保管をします。

(ア) 学校が調査の主体になった場合

組織の構成については、「いじめ防止対策会議」を母体とし、菊川市立総合病院医師、精神保健福祉士（菊川市巡回相談員）を加えます。

(イ) 菊川市教育委員会が調査の主体になった場合

菊川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 12 条に基づき、菊川市いじめ問題調査委員会が調査を行います。組織は、同条例第 13 条の 2 に基づき、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者によって構成され、公平性・中立性を確保するようにします。

ウ 情報の提供

調査の主体となった菊川市教育委員会又は、学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

エ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階で決めつけたり、断片的な情

報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観をもった取材等）への協力を求めます。

オ 菊川市長への報告

学校は、重大事態が発生した場合には、菊川市教育委員会の判断のもと、菊川市長に報告します。また、菊川市教育委員会は、調査の結果を菊川市長に報告します。

カ 再調査

報告を受けた菊川市長は、必要があると認めるときは、菊川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 16 条に基づき、菊川市いじめ問題再調査委員会を設けます。組織は、同条例第 17 条の 2 に基づき、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者で当該事案の関係者と直接利害関係を有しない者で構成されます。

キ 調査の結果を踏まえた措置等

菊川市教育委員会は、指導主事や巡回相談員の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講じます。

菊川市しあわせ宣言

私たちは、互いの個性を認め合い、思いやりの心を大切にし、平和な学校・社会を築いていくために、以下のことを宣言します。

- 一、私たちは、個性を大切にし、差別をなくします。
- 一、私たちは、相手を思いやり笑顔を大切にします。
- 一、私たちは、気軽に相談できる環境をつくり、悩みを抱えている人に寄りそいます。
- 一、私たちは、みんなに頼られる存在になります。
- 一、私たちは、自他の命を大切にし、自分の発言や行動に責任をもちます。

いじめ問題相談窓口

こども家庭センター	0537-35-0955
菊川市教育委員会	0537-73-1113
子ども・家庭 110 番	053-458-4152
ハロー電話「ともしび」	0537-24-8686
こころの電話	0538-37-5560
いじめ・暴力対策メールコーナー	

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyokaku/1003777/1003765/1003768/1031346.html>



平成 26 年 3 月策定	菊川市いじめの防止等のための基本的な方針
令和 8 年 7 月改訂	菊川市いじめ問題対策連絡協議会等条例について追記 ・ 菊川市いじめ問題対策連絡協議会 ・ 菊川市いじめ問題調査委員会